# 商品概要説明書

子育て応援定期積金＜定額式＞

（令和８年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 商 品 名 | ・子育て応援定期積金＜定額式＞<br>（愛称：すくすく定期積金） |
| ご利用いただける方 | ・住所が同一である 22 歳未満の子を扶養している方またはその配偶者とし、世帯で１名とする。 |
| 期　間 | ・12 か月以上 60 か月以内 |
| 払込方法<br>（１）掛込方法<br><br><br><br><br>（２）掛込金額<br><br>（３）掛込単位 | <br>・契約期間内で掛金を分割して掛込いただきます。<br>・掛込周期は１か月、２か月、３か月、６か月のいずれかとします。<br>・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。<br>なお、約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込を行います。<br>・１回あたり 10,000 円以上。ただし、お客さま１人につき合計掛込総額 300 万円を限度として複数契約が可能です。<br>・１円単位 |
| 払戻方法 | ・約定回数の掛込が完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。 |
| 給付補填金<br>（１）適用利回り<br><br><br><br><br><br><br>（２）支払頻度<br>（３）計算方法<br><br>（４）税　　金<br><br><br>（５）金利情報の入手方法 | <br>・契約期間 12 か月以上 36 か月未満の場合<br>契約時の店頭表示利回りに 0.3%を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。<br>・契約期間 36 か月以上 60 か月以内の場合<br>契約時の店頭表示利回りに 0.5%を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。<br>・満期日以後に一括して支払います。<br>・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。<br>・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の源泉分離課税となります。<br>※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。<br>・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手 数 料 | － |
| 付加できる特約事項 | ・普通貯金等からの自動振替による掛込ができます。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 |
| 貯金保険制度<br>（公的制度） | ・保護対象<br>当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | 苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または総合リスク管理室（電話：044－877－2186）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、ＪＡバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 |

| | |
|---|---|
| | 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ総合リスク管理室またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。<br>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716） |
| その他参考となる事項 | ・掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。<br>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。<br>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。<br>・全額前納積立のお取扱いはいたしかねます。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡセレサ川崎